

『日本書紀私記』の一写本をめぐって

杉浦克己¹⁾

要旨

ここに取り上げる『日本書紀私記』の一本は、明治二十二年の奥書を持つ、彰考館本を祖本とする忠実な書写本である。いわゆる「書紀私記」の類は、書紀本文の語句を抽出し、これに和訓を施して整理したものであるが、こうした書籍を書写するということにはどのような意図があるのかを、本書と、祖本である彰考館本とを比較検討することで考察した。その結果、本書はほとんど異同や誤記の見られない忠実な写本であるにもかかわらず、声点の類や本文の字詰め・行詰めなどの面において、なお祖本とは異なる意図で記されたのではないかと考えられる跡を見ることができた。

はじめに

ここに取り上げるのは、今般偶々詳細な調査の機会に恵まれた、明治二十二年「謄寫」の奥書を持つ『日本書紀私記』の一写本（以下「本書」と略記することがある）である。本書は、いわゆる「水戸彰考館本」（以下「彰考館本」と略記することがある）¹⁾の転写本と思しい一本であり、一瞥の限りでも、良く彰考館本に一致する。

原本からは、三次にわたる転写を経ており、その間の経緯を示す奥書（詳細は後述）もあつて、書写者を知ることができるのではあるが、それら転写の背景となる書写者の事跡や周辺の事実等々ではなく、むしろ本書のような「私記」様の書籍（典籍類から字句を抽出し、これに和訓を施した類のものを仮に「私記」様の書籍と呼んでおく）を書写する、ということとは、実際にはどのように行われたのか、を知る上での端的な一資料として本書を位置付け、原本である彰考館本と本書の異同の実態を手がかりとして考えてみようとするのが本稿の意図である。

これまで年来、『日本書紀』『古語拾遺』の諸伝本や注釈書類について、主に

訓読の観点からこれを見ることで、漢文（広い意味での）文献を訓読するという行為と、解釈するという行為の間に見え隠れする狭間を追い求める小考をいくつか公にしてきた。それらの中で、訓読と解釈が渾然としていた状況から、質的に異なる行為としてとらえられるようになってきたのではないかとと思われる跡を、いくつか見いだすことができたように考えている。それは、訓読が漢文本文により近い立場で行われるのに対して、解釈は漢文本文から離れた解釈者自身により近い立場で行われる、ということを示す表現として表れていた。

そのような中で、本書のようないわゆる「私記」の類は、どのように位置付けられるのであろうか。本稿の興味の焦点は、専らそこにある。

書誌の概要

本書は袋綴様に料紙を用いた四つ目大和綴の冊子本一冊で縦二十八・二センチメートル、横約十九・七センチメートル、明治時代前半頃に一般的であった薄葉を用い、墨付きは全九十丁。全編にわたって墨書一筆で、首尾の間での書体の変化もほとんど見られない。所々に彰考館本とは異なると思われる伝本との校合の跡が墨・朱・青で書き込まれ、一部には同様の頭書がある。これら書き入れは、おそらく本文と同筆と見なして良いと思われるが、一部には異なる手かとも思われる箇所もあり、断定は避けておく。朽葉色の紙表紙が表裏にあつて、表紙中央やや上方から、丸形の印様の意匠の独特の書体で「日本書紀私記」と外題を記す。

装丁の上では、第一〜二十五丁、第二十六〜五十八丁、第五十九〜九十丁を、各々大和綴様に、紙縫によつて下綴してある点が顕著である。元々彰考館本は、三種の異なる私記伝本を書写し、一冊にまとめたものであり、『新訂増補国史大系第八巻』に収めるにあたり、黒板勝美博士は、この三種を甲本・乙本・丙本と

分類された。本書の下綴は、ちょうどこの三種にあたり、彰考館本の構成を理解して書写にあたったことの跡と見ることが出来る。ただし全編の筆跡から推して、書写はおそらくは一時に行われたものと思われ、この三種を別々に写したものを後にまとめた、ということではないと思われる。

本書には料紙上方にかけて、ほぼ全葉にわたって若干のシミ跡があり、これは特に表紙に著しく、黴類を生じた跡と思われる。おそらく平積み状態で保管されていた際に、水分から黴が生じ、その跡がシミとして残ったものであろう。ただし本文判読に支障は全くない。また虫損他の損傷はごく軽微である。改装や補綴、料紙の修補の形跡はない。

本書全体の構成は大略以下のものである（甲・乙・丙は黒板博士の類別による）。

一丁表……………	日本紀目録
一丁裏……………	白紙
二丁表〜七丁表……………	序
七丁裏……………	白紙
八丁表〜十五丁裏……………	甲本巻上
十六丁表〜二十一丁裏……………	甲本巻中
二十二丁表〜二十五丁表……………	甲本巻下
二十五丁裏……………	甲本跋
二十六丁表〜四十四丁表……………	乙本第一
四十四丁裏〜五十八丁裏……………	乙本第二
五十九丁表〜八十九丁裏……………	丙本
九十丁表裏……………	奥書

これは、彰考館本のそれに全く一致する。参考のため、「序」「甲本冒頭」「乙本冒頭」「丙本冒頭」「奥書（表裏）」の各葉の影印を掲げておく。

また、本文文字の書体も、彰考館本のそれに倣ったと思われるような特徴が見られ、全体に忠実な写本ということが出来るように思われる。

奥書は、三件ある。
先ず、九十丁表に、

右日本書紀私記一冊凡四卷就彰考館本寫之斯書也
延寶戊午歲佐々宗淳等奉 公命造京師借得日野家
所藏入宋隱士守方眞臨本所寫云

文久二年壬戌五月七日 栗田寛（花押）
同年同月十五日以一本校合藍書了

のような「栗田寛」名の奥書があつて、先ず彰考館本を文久二年に書写した旨が記されている。二行目十一文字目と十二文字目の間に一文字分の空が見られ、この点に不審が残る。

この後にさらに「〇一本奥書」として対校本のものと思われる奥書を引いている。対校本は、「若狭國安倍氏所藏」のものを文化三年に岡崎俊平が書写したという黒川春村所藏本を、安政六年に久米幹文が書写したもの、ということのようである。

さらにこれに続いて「寛按」として、彰考館本と対校本との関係についての栗田寛自身の言説を、六行にわたって記している。

二件目は九十丁裏に、

右日本紀一本就栗田寛手寫校合本

謄寫功畢

明治九年九月十八日 小杉樞邨（花押）

とあつて、前掲の栗田本を明治九年に小杉樞邨が書写したものである旨が記されている。これに続いて、同年十一月に、「藤波家」所藏の一古本との校合を朱書した旨が三行にわたって記されている。

三件目は小杉の奥書に続いて、

明治二十二年十月令学生謄寫此卷十有餘日而功了於是再校之者

藤忠園也

と記されている。

若干問題となるのは、この三件目を、小杉自身が、自らが明治九年に謄寫した本を、「學生」をして謄寫せしめ、再校させたものが本書である旨を記したものと解するか、あるいは小杉に命ぜられて謄寫・再校した「學生」（あるいは「藤

《圖一 序 二丁表》

日本書紀私記卷上 并序

夫日本書紀者 日本國自大唐東 夫日本書紀者 日本國自大唐東 夫日本書紀者 日本國自大唐東...

《圖二 甲本卷上冒頭 八丁表》

日本紀私記 今案依養老五

瀝土瓊 沙土瓊 大戸之道 大戸間邊 赤來嶋 葦牙 天浮橋 底下 天之瓊弟...

《圖三 乙本第一冒頭 二十六丁表》

日本書紀私記 自第一神代上

神代上 天地未割 安和可 渾沌安和 萬加多 留古止 如雞...

《圖四 丙本冒頭 五十九丁表》

日本書紀第三 八代一

神日本盤余 天皇諱曰神武 依波激武 神日本盤余 天皇諱曰神武 依波激武...

《圖五 奥書 九十丁裏》

右日本書紀私記一冊凡四卷 就彰考館本寫之斯書也 延寶戊午歲依、京澤等奉、公命造京師借得日野家...

一本奥書 右中下三卷之私記若指國家正信或所施地租屋園傳寫之本手寫了...

《圖六 奥書 九十丁裏》

右日本紀私記一本就栗田寬手寫校合本 謄寫功畢

明治九年九月十八日小杉楳軒始 秘記三卷就從二位藤原家所給裝一書本校以米色了蓋原書...

忠園」なる者)がその経緯を記したものと、と解するかである。順当に考えれば当然前者ではあるが、断定はできない。いずれにしても、彰考館本から、栗田寛(文久二年)、小杉楳邨(明治九年)、「學生」(明治二十二年)の三回の書写を経たものということになる。また、これらから、おそらくは明治時代前半頃の東京帝国大學文科大學文學部和漢文学科にゆかりが深いであろうことは想像できる。

さらに言えば、二・三件目の奥書が、いずれも「謄寫」と称している点も注意される。先に、本書は全編にわたって、彰考館本のそれに書体に似通った特徴が見られることは述べた。完全に「透き写し」に依つたものと考えることはできないが、それに近いほどに忠実に書写することを心がけて成つたものである、との意図を感じることはできる。

全編は、奥書に言うように、彰考館本をそのまま忠実に書き写すことに努めた跡が明確にうかがわれ、『日本書紀』本文から引いた語句、およびその和訓(片仮名訓・万葉仮名訓)ともに誤記・誤写はほとんど皆無と言つても良いほどによく彰考館本に一致する。これは、本文漢字の異体字、片仮名訓の異体仮名の用い方に至るまで、よく彰考館本のそれを踏襲している。

声点

本書の分量は、掲載項目語句数で約五〇〇〇、引かれた本文文字数で約一八〇〇〇にも及ぶ。彰考館本と本書を比較すると、軽微な字画の差異を除けば、掲載項目としてはほぼ一〇〇%、文字の異同についても九八%を超える高さで、両者はよく一致する。三回の転写を経ているにもかかわらず、このような高い一致は、手写本としては驚異的な数値と言つても過言ではない。和訓についてもこれは同様で、ほぼ本文文字と同様の高い一致率を示す。

本文語句および和訓が彰考館本のそれを忠実に伝えようとしている一方で、彰考館本に見える和訓に注された声点が、本書では全く欠けている。本書と彰考館本の関係を考える上では先ずこの点が最も大きな問題である。

彰考館本に限らず、『日本書紀私記』の諸伝本には、和訓に声点を施した例が広く見られることは夙に指摘されているところであり、アクセント史資料としても重視されている。

「私記」様の書籍の和訓に施された声点は、確かに、結果として現代においてアクセント資料たり得ることはむろんであるが、元々どのような意図で注されたものとか考えられるであろうか。一つには言うまでもなく、加點當時において、

当該の語句の発音に何らかの困難があつて、それを明示するために注された、という見方ができる。これには当該の語句が、あまり一般的なものではなく、「どう読んだら良いか」が簡単には判断できないような、一種の難解語句のようなものであつたのではないか、という想定が成り立つ。原典から語句を抽出する、その語句に仮名で和訓を施す、さらには声点を注す、という行為を一連のものと考えれば、まさに声点の意図は、仮名で示しただけではなお残る不明確さを明示したものであるととらえることができる。一方で、単に「一種の難解語句」としてだけでとらえるのではなく、声点の加點當時と、私記として和訓を示した当時の間の時間的な経過によって、既にアクセントの変化があつて、仮名の通りに発音するだけでは正確に読むことができない、というような事情が生じていた故の加點と見なすこともできる。後者の立場に立てば、声点によって示された発音方法は、加點當時とは異なる、より古い時代のそれを反映したものと考えられることになる。

両者のいずれの立場に立つて考えるべきか、なお慎重を要する所と思われるが、いずれにしても、和訓に声点注す、ということが行われた基に、そうした要請を想定することは可能である。しかし、そのような意図で注された声点が、積極的に「読み方」、つまり具体的な発音の仕方を示すもの、としての機能だけではない、ある和訓に声点が注されていることそれ自体が、その掲出語句のあるべき読み方を示している正当な訓であることの一種の証のように受け取られていったことも一方では事実である。つまり、正しい、あるべき読み方を示す声点が、逆にその和訓の正しさを支える指標として事実上機能してしまう、ということである。敢えて極論すると、このような方向に声点の機能を置くことになると、声点によって示された読み方それ自体ではなく、そこに声点が注されていることそのものに意味がある、ということになり、声点そのものの働きの十分な理解が成されないままに書写が行われる、という事態も十分想定される。

本書が全く声点を書写していない、という事実の背景を直接に明らかにすることは難しいと言わなければならないが、敢えて憶測を試みるとすれば、右に述べたような声点の機能の実質上の変化は示唆的である。つまり、本書の書写者にとつて、掲げられた語句についての和訓の正当性が十分に自明であれば、敢えてそれを別途示す声点を書写しなくても、こと足り得る、ととらえられたのではないだろうか。無論全くの憶測の域を出ないことではあるが、少なくとも、声点その本来の機能、つまりあるべき正しい読み方を示すためにそれが注されている、ということを一に考えたのであれば、これを書写しない、ということとは考えに

くいとしなければならぬ。何故なら、『日本書紀』本文から語句を抽出し、その読み方を示したものが『日本書紀私記』という著作物そのものなのであるから。

たとえ推測としても、このようなことを考え得るためには、第一に、彰考館本の和訓の正当性を明証する根拠を、声点以外に持っていた。第二に、本書書写当時、あるいは本書書写者は、声点の機能の第一を、あるべき正しい読み方を示すものとはとらえていなかった。という二点の可能性を前提としなければならぬ。

前者については、彰考館本それ自体が、『日本書紀私記』の主要な伝本を集成して書写・編纂されたものであること、つまり『日本書紀私記』のあるべき本文としてとらえられていたのであって、正当な和訓であることは既に明らかであった、と理解することができる。

後者については、なお慎重でなければならぬが、仮に、正しい・あるべき読み方が、声に出して発音する、ということでは既になくなっていたのではないか、という推測と表裏の関係として捉えることができるのではないだろうか。

いずれにしても、推測の域を出ないことではあるが、本書が、彰考館本に見える和訓に注された声点を全く欠く、ということは書写者の無理解や単純な過失などによるものではなく、意図された行為の結果と見るべきであろう。

字詰め・行詰め

先に述べたとおり、本書の書写態度は、掲載項目の異同、個々の文字（漢字・仮名共）の異同、という点から見れば、極めて忠実なのであるが、各葉における字詰め、行詰めに詳しく見ていくと、必ずしも彰考館本のそれを忠実に襲っているとは見せない箇所が少数ではあるが見られる。

図七に掲げる、十四丁裏～十五丁裏の三面にわたる部分がその箇所である。彰考館本の同一箇所を新訂増補國史大系の影印によって示した図八と比較し参照していただきたい。

本書十四丁裏五行末尾の「伊勢國之百傳」は、彰考館本では「百」字と「傳」字の間、つまり一語句の途中で行替えとなっている。本書はこれを避けるために、「傳」字を次行から送り込んで、五行目に一語句六文字を取めている。また続く六行目では、彰考館本に「撞」字と「賢」字の間に間隔をとっているものを、本書では詰めて、「撞賢木」と一項目として掲げる体裁になっている。続いて彰考

館本では「天疎」と「向津媛命」の間に間隔をとりながら熟合符で一語句である旨を示す矛盾した体裁であるが、本書では間隔をとらずに一語句として記している。この部分は、後に挙がっている「向津媛命」を言祝いで「神風伊勢國之百傳度渡逢縣之折鈴五十鈴宮所居神、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命」と記した部分であって、語句に分割した項目として挙げにくい箇所ではある。しかし、例えば「撞賢木」は一語と見なすべきであろうし、「天疎」と「向津媛命」の間に間隔をとるか否かで「向津媛命」という神名についての解釈が異なったものになる可能性もある。

本書が、敢えて彰考館本のそれとは異なる文字詰めの体裁を採って記したのは、一項目として掲げるべき語句について、そのまとまりを重視し、解釈に齟齬が生じないように配慮したものと考えることが出来る。

これらによって本書十四丁裏では字詰めが順送りとなり、結果として、彰考館本では葉末の八行目が「吾田」で終わり、次葉に「節之安房郡」と分けて記されている部分が、本書では十四丁裏八行目末までに「吾田節之安房郡」と一語句として収まる体裁になっている。この部分も「吾田節」が「安房郡」の枕詞的に用いられていることを酌んで「吾田節之安房郡」を一語句として記したものと考えることができ、前記と同様に、一項目の一つの語句としてもまとまりに配慮した記述になっている。

同様の配慮の跡は十五丁表に至っても続くのであるが、本書では、順送りに文字詰めの追い込み形で行ったため、彰考館本の同葉六行目行頭の「飛廉」の箇所に見られる一字下げが看過されてしまい、前行の「警」に続ける形で記されている（本書十五丁表一五行目）。

彰考館本のこの箇所の一字下げは、『日本書紀』本文の内容上の切れ目に対応したものである。「警」の項までは卷九神功皇后九年の「夏四月」、「飛廉」の項からは同じく「冬十月」の部分から引かれた語句であって、引用箇所の違いを表示する目的で行われた彰考館本の一字下げが、本書では看過されていることになる。

同様に、彰考館本（國史大系二十九頁）の八行目の「折符」、次葉（同三十頁）一行目の「伐早」、同一行目の「捉」、各々に見られる改行と行頭の一字下げは、本書では行われず、前項目に続ける形で記されている。これらの結果、本書では各掲載語句が順送りで追い込んで記されているが、卷九神功皇后からの引用の末尾にあたる十五丁裏（國史大系三十頁）の三行目に至って、本書では行末を大きく開けることで文字詰りが両者の間で一致し、続く卷十應神天皇の部分は、共に

《圖七 本書十四丁裏、十五丁裏》

淳田門 海鯽魚 檀日 熊襲 齋之
 空國 榜衾 誘 如天津水 影柳
 有胎
 神功皇后 第十五
 齋宮 為審神者 神風 伊勢國之百傳
 渡邊縣之折鈴五十鈴宮所居神 檀日
 木巖之御魂 天疎 向津媛 命 幡菰
 穗出吾也 於尾田 吾田節之安房郡
 於天事代 於虛事代 玉巖 入彦巖
 之事代神 於日向國橘小門之水底
 筒男神 云日向國橘乃小門之水底坐而美奈守
 波母知夜 未経波辰 荷持田邑 山門縣
 飛鷹 陽候 帆船 檀檝 潮 波沙寐錦王
 微叱已知波珍干岐 組 祈狩 假麻
 誘 被欺 汗禮斯 名 伐早 名 襲津彦
 鉏海水門 葛靈 人形也 檀 檝中 久茂 葛
 古密洲流 名 三人 七枝刀 七拔鏡 荒魂 和魂
 淳名倉
 應神天皇 第十六
 脊 譽 澗來田 日觸 小龍 河
 派 仲彦 稚淳 毛二派 男鉏 泉
 長媛 海人部 大山守 去来 真稚
 泰公 予月 水手 阿知使主 新齊

《圖八 彰考館本同箇所 (國史大系二十八、三十頁)》

淳田門 海鯽魚 檀日 熊襲 齋之
 空國 榜衾 誘 如天津水 影柳
 有胎
 神功皇后 第十五
 齋宮 為審神者 神風 伊勢國之百傳
 渡邊縣之折鈴五十鈴宮所居神 檀日
 木巖之御魂 天疎 向津媛 命 幡菰
 穗出吾也 於尾田 吾田節之安房郡
 於天事代 於虛事代 玉巖 入彦巖
 之事代神 於日向國橘小門之水底
 筒男神 云日向國橘乃小門之水底坐而美奈守
 波母知夜 未経波辰 荷持田邑 山門縣
 飛鷹 陽候 帆船 檀檝 潮 波沙寐錦王
 微叱已知波珍干岐 組 祈狩 假麻
 誘 被欺 汗禮斯 名 伐早 名 襲津彦
 鉏海水門 葛靈 人形也 檀 檝中 久茂 葛
 古密洲流 名 三人 七枝刀 七拔鏡 荒魂 和魂
 淳名倉
 應神天皇 第十六
 脊 譽 澗來田 日觸 小龍 河
 派 仲彦 稚淳 毛二派 男鉏 泉
 長媛 海人部 大山守 去来 真稚
 泰公 予月 水手 阿知使主 新齊

同業の四行目から始まることになっている。

ここに取上げられた行替え・一字下げは、掲載された当該の語句が、『日本書紀』本文のどの箇所が存在するのかわかる上で重要な情報である。例えば、『日本書紀私記』の用いられ方として、何らかの『日本書紀』の本文伝本を読み進む際に、「私記」を傍らに置いて、難読・難解の語句について随時参照しながら読み進む、というような状況を想定した場合、当該の『日本書紀』本文の語句が、「私記」の何処に掲載されているのか、あるいは逆に「私記」に掲載されている語句が、『日本書紀』本文の何処に存在するのか、を容易に知り得ることは必須のように思われる。特にそのような参考書を必要とする者にとっては、その要請はより大きいとしなければならぬであろう。むしろ歴史や巻次を見出しとして立てて整理することでその便に供しているのではあるが、さらに詳細に何らかの配慮があれば、よりその便に資するものと思われる。

『日本書紀私記』の性格を、右のようなものと考える限り、彰考館本に見える行替え・一字下げによる書紀本文の章段の表示は重要な意味を持つていえる。実際、ここに示した箇所以外では、行替えや一字下げは忠実に再現されており、彰考館本に見える意図は本書にも活かされていると言える。本書の書写者がその機能を理解していなかった、とは考えにくい。しかし、この箇所ではそれが成されていないのは何故だろうか。先にも述べたように、この箇所では、元々書紀本文の内容自体が、語句として区切って考えることが比較的難しい部分である。このような場合、掲載項目の語句としてのまとまりを明示することが、先ず考えられたであろう。そのために行や丁合にまたがって語句が記されることはなるべく避けなければならない。そのことを優先した結果、元々の彰考館本の意図である、行替え・一字下げの本文章段表示の機能が看過されてしまったのではないだろうか。

敢えて想像をたくましくすれば、本書書写者は、「私記」様の書籍の役割として、先ず本文の語句としてのまとまりを優先させるべきであって、当該語句の本文掲載位置をより把握しやすくすることは、その次に来るものと考えていたのではないか、と思われる。そしてその背景には、先に想定した、書紀本文の傍らに本書（私記）を置いて、順次参照しながら読み進む、というような用いられ方ではなく、本書は本書として単独で、『日本書紀』本文に用いられている重要な語句を集成した書籍として「読む」ことも行われていたのではないか、という思いも浮かんでくる。

まとめ

本書は、彰考館本の、きわめて忠実な転写本であった。原本と本書の差異は、他の多くの手写本の例から見ると、ほとんど問題にならないほどのごく軽微なものである。しかし、本書が「私記」様の書籍であることが、その小さな差異の中にも、大きな性格の違い、書写者の意図の違いを見いだすことのできる所以となっていた。

本稿で着目したような点が、さらに敷衍して考慮するに値するものであるとすれば、「私記」様の書籍であるいはその類似の書籍について、文字の上に記号を注すという行為が、質的に変化していることも想定の中に置かなければならない。また、ごくごく軽微な異同であっても、何らかの意味をそこに見いださうる可能性を持つていえるとしなければならぬ。例えば、行詰めや文字詰めの多少の差異は、文字としての情報の伝達にはほとんど影響を与えないといっても良いのかも知れない。しかし、その文字情報を、何らか切り出して整理したこのような書籍の例では、看過できない意図が垣間見えることもあるのではないだろうか。

本来であれば、本稿で言及できなかった、声点以外の合点や熟合符等の加点的類や、このような忠実な書写の上さらに「一本」との校合を行った意図など、興味深い点は尽きない。通常の目で見ればほとんど問題にならない程に差異のない写本間にも、なおこのような書写者の意図を垣間見ることができるとして、ここに指摘した次第である。

注

(1) 新訂増補國史大系第八卷『日本書紀私記・釈日本紀・日本逸史』（昭和七年・吉川弘文館）に影印が収められている。本稿で、本書との比較対照に用いた「彰考館本」は、この国史大系所収の影印である。

(2) 本文字句および和訓の記し方の体裁から言えば、甲本は本文字句を語句単位で掲げ、片仮名あるいは万葉仮名で傍注の形で和訓を示し、ほとんどの和訓について声点を注している。掲載項目は神代卷上下については見出しのないまま一括して順に並べ、卷三以降については歴史の名を掲げて小見出しとしその後順にまとめて掲げる。乙本は神代卷上下についてのみの内容で、掲載語句を大書した後には万葉仮名の割り注で和訓を示し、ほとんどの和訓に声点を、また掲載語句および和訓のかなりの箇所に熟合符を注して区切りを示している。丙本は卷三以降卷十應神天皇までについての内容で、懿徳天皇までについては乙本と同様の、孝昭天皇以降については甲本と類似の記し方

を採っている。万葉仮名の和訓については、上代の用法にそぐわない点が見られることなどから、日本書紀編纂当時あるいはそれに近い時代の訓を伝えるものとの即断はできないとの見方がこれまでの所有力である。

- (3) 前掲の新訂増補國史大系の他、古典保存会による御巫本の複製と解題(橋本進吉・昭和八年)、丸山二郎『日本書紀の研究』(昭和三十年・吉川弘文館)、皇學館大學による影印と解題(昭和五十七年・八木書店)、等によってその重要性が広く知られるところとなった。また日本書紀私記に見えるような、和訓に施された声点の文献学的な位置付けと日本語のアクセントとの関係については、小松英雄『日本声調史論考』(昭和四十六年・風間書房)によって考察が加えられたのをはじめ、広範な研究がある。特に、昭和五十年代頃を中心に、早稲田大学秋永研究室において、日本書紀私記諸伝本の声点付き和訓の集成と整理が行われ、学界に資するところとなっている。

- (4) 『古今和歌集』のいわゆる声点本類や、三条西家本『土左日記』等のひらがな主体の文献資料に見られる声点は、このような意図が中心であったのではないかと、と見ることもできる。

- (5) さらに言えば、本書(あるいは本書に至る二次にわたる書写者のいずれか)が、声点の本来の機能を全く理解していなかった、つまり、これを無用のものと見なした、ということが考えられるが、本書書写の経緯から見ても、また書写当時の古典籍類一般についての知見から推しても、そのような事情を想定することはできないと言わなければならない。その証左として、漢字音を表す部分の声点は忠実に書き写されている、という事実がある。また、可能性の一つとして、彰考館本について、本文語句及び和訓の書写と、声点の加点を別筆と考え、声点類は本来あるべき彰考館本の姿には含まれないものと見なした、ということも考えられる。しかし彰考館本自体の奥書の記述をたどれば、そのような考え方はかなり穿った見方といわなければならぬ。なお、「一本」との校合の跡と思われる書き込みについては、和訓に注された声点も取り上げられており、このことと考え併わせる要があると思われる。

- (6) 声点以外の加点を見ると、例えば甲本該当箇所では、彰考館本に見られる歴世名による見出し箇所に行頭に注された合点等の類が本書には全く注されていない、ということがある。このことからすると、加点そのものを何らかの理由で省略し、文字のみを書写した、という意図を見ることが出来る。また一方で、乙本該当箇所に本文語句、和訓共に見られる熟合符は本書でも注されており、ここにはまた違った意図が想定できる。本書の熟合符は、本文語句や和訓と比較して、彰考館本との一致はかなり低く、書写に際して何らかの取捨が行われたのであろうと想像することは出来る。

- (7) ここに例示したような字詰め行詰めの差異がごくまれにとは言え見られるというところは、本書の書写がいわゆる透き写しによるものではないことを示している。なお、ここに掲げた箇所以外の差異は、甲本該当部分の十九丁裏〜二十丁表にかけて、行詰めが一行分前にずれている点、乙本該当部分の三十四丁表〜同裏にかけて裏面冒頭の一文字(割書万葉仮名和訓の末尾一文字)が、表面末尾行末端に追い込んで記されている、という二点のみである。後者は和訓としての一語句のまともりを優先して考え

ために行われたことであろう。元々乙本の体裁は、行替えや空間による区切りの明示が全く行われず、掲載語句の項目毎のまともりが一見しただけではわかりにくいものである。そのような中にあつては、大書(本文)と割書(和訓)の体裁上の差異が、項目のまともりを示す役割を担っていると考えることができる。前者については、前後の記述から推しても、敢えて行詰りを変更して書写した意図はつかみ切れていない。今後尚考えてみたい。

- (8) 本居宣長『古事記傳』では、「撞賢木(ツキサカキ)」は「齊賢木(イチサカキ)」と同意である旨の記述がある。

- (9) 書紀本文ではこの間に「秋九月」の記述部分があるが、この部分からは語句が引かれていない。

- (10) 最も詳細な方法は、現代のいわゆる「索引」の類のように、本文の頁や行まで示すことである。しかしこれは印刷物のように固定した体裁の本文が存在してはじめて意味を成すことであつて、本文の体裁が多様であることが避けられない手写による流布の時代にあつては、期待できないことになる。

(平成十七年十一月十一日受理)

A study on a manuscript copy of *Nihonshoki-Shiki*

Katsumi SUGIURA

ABSTRACT

This is a study on a faithful manuscript copy of *Shokokan-bon*, one of several major versions of the copies of *Nihonshoki-shiki*. According to the colophon, this manuscript was copied in 1889. *Shoki-shiki* is a book in which diacritics are added to the words and phrases that are extracted from the text of *Nihonshoki*. This study examines the objectives for copying a book of this kind by comparing this manuscript and the *Shokokan-bon*. Although this manuscript is an accurate copy of the *Shokokan-bon* with very few inconsistencies and mistakes, the present study demonstrates that different purposes than those of the *Shokokan-bon* were intended in copying this manuscript, which can be seen in the differences in the tone marks on Chinese characters as well as in the number of characters per line and the number of lines per page.